

九州事務所の業務の概要

平成31年1月



公正取引委員会事務総局
九 州 事 務 所

TEL: 092-431-5881 (代表)
FAX: 092-474-5465

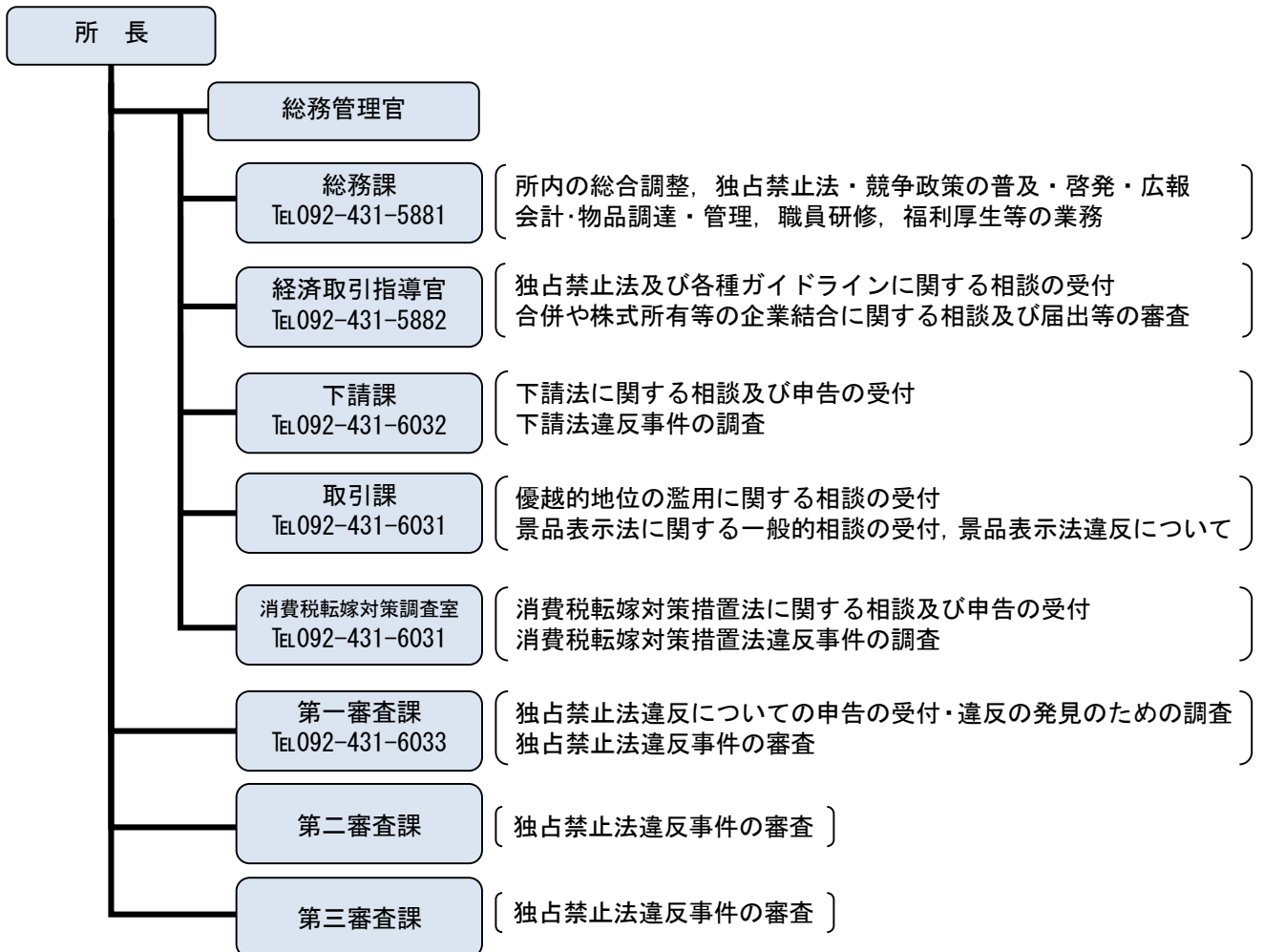
https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

1 九州事務所の概要

九州事務所は、九州7県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島）の各県を管轄区域として、独占禁止法及び下請法の運用を行っている公正取引委員会事務総局の地方機関です。

(1) 組織及び業務内容

九州事務所の組織及び業務内容は次のとおりです。



(2) 定員の推移

九州事務所は、昭和23年9月10日に設置（当時の名称は「福岡地方事務所」）され、公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、順次、定員の充実が図られています。

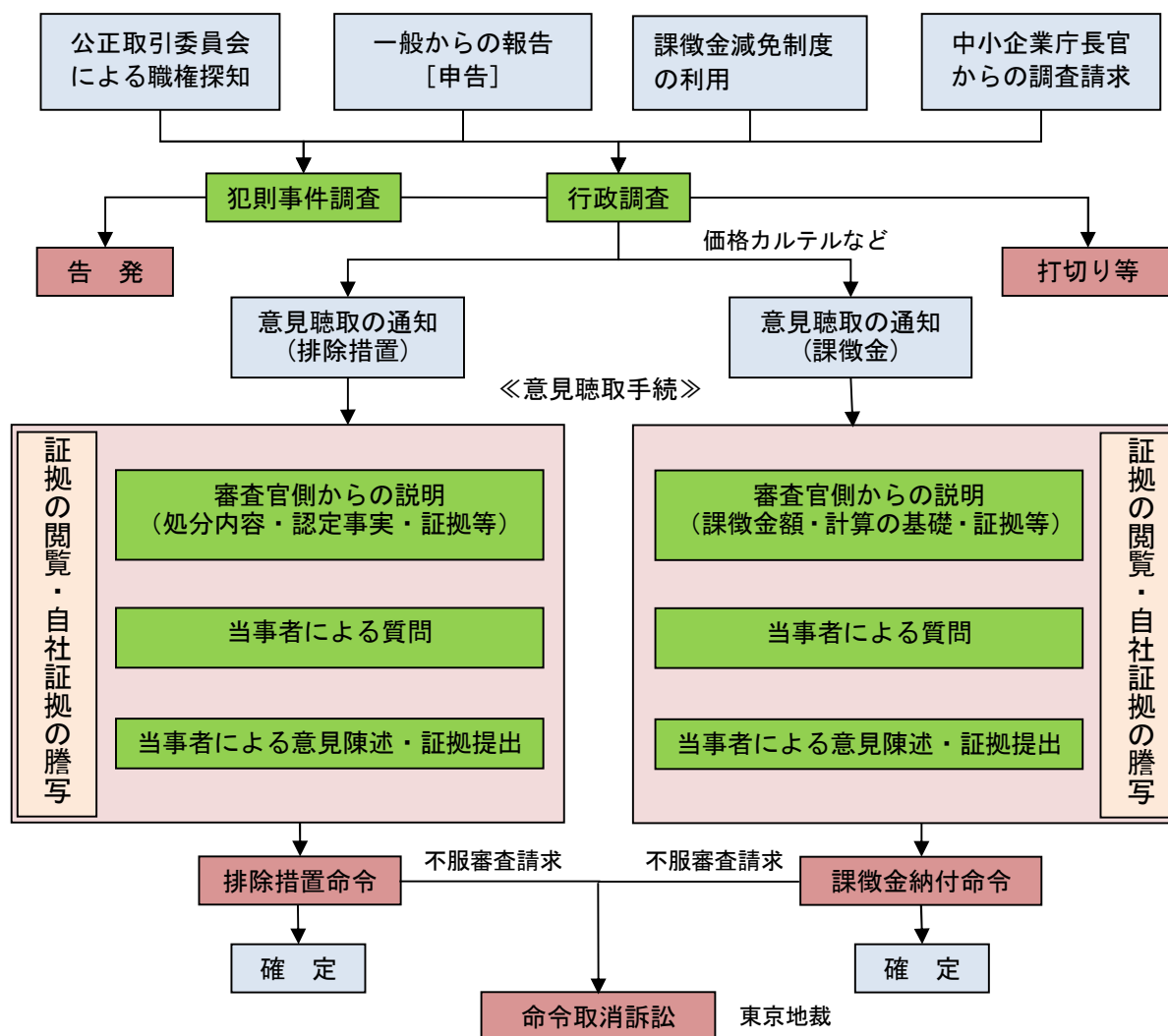
(単位：人)

年度 区分	S30	S40	S50	S60	H1	H10	H20	H28	H29	H30
九州事務所	8	10	11	16	17	19	24	25	26	28
事務総局全体	237	277	392	432	461	552	795	840	832	834

2 独占禁止法関係業務

独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を促進するため、私的独占、カルテル及び不公正な取引方法を禁止しています。

(1) 独占禁止法違反事件の処理手続



(2) 九州管内における独占禁止法違反事件の処理状況

ア 違反事件処理件数の状況

(単位：件)

年度 処理	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
法的措置	0	1	0	0	1
警告	0	0	0	0	0
注意	8	12	7	3	4
打切り	0	0	1	0	0
合計	8	13	8	3	5

イ 主な独占禁止法違反事件

違反事業者等	事 件 の 概 要	措置
農業協同組合 (大分県)	土耕栽培のこねぎ（以下「こねぎ」という。）の販売受託に関し、農業協同組合以外に出荷していることを理由としてこねぎの部会を除名された組合員に対し、味一ねぎ（注）に係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させないことによる取引条件等の差別取扱い （注）違反事業者である農業協同組合が「味一ねぎ」の銘柄で出荷するこねぎ 【不正な取引方法の禁止】	排除措置命令 H30. 2. 23
小売業者 〔ディスカウントストア〕 (佐賀県)	正常な商慣習に照らして不当に、特定納入業者に対し、従業員等の派遣や金銭を提供させる優越的地位の濫用行為 【不正な取引方法の禁止】 ※課徴金の額は、12 億 7416 万円	排除措置命令及び課徴金納付命令 H26. 6. 5
道路用コンクリート製品の共同販売を行う協同組合	協同組合に加入していない道路用コンクリート製品製造業者（以下「員外社」という。）と受注活動が競合した場合に限り、販売価格をその供給に要する費用を著しく下回る価格等に引き下げることにより、員外社の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている差別対価の疑い 【不正な取引方法の禁止】	警告 H24. 3. 27
鹿児島県が発注する海上工事の入札等の参加業者	鹿児島県が発注する海上工事に係る入札談合 【不当な取引制限の禁止】 ※課徴金の額は、27 社に対して合計 14 億 4054 万円	排除措置命令及び課徴金納付命令 H22. 11. 9
電力用電線の見積り合わせの参加業者	九州電力㈱が発注する電力用電線に係る受注予定者の決定（談合）及び最低見積価格の決定（カルテル） 【不当な取引制限の禁止】 ※課徴金の額は、3 社に対して合計 1 億 2113 万円	排除措置命令及び課徴金納付命令 H22. 1. 27

ウ 不当廉売事案の迅速処理

不正な取引方法に該当する行為のうち、周辺の中小事業者の経営に多大な影響を与える酒類及び石油製品の小売業の不当廉売事案については、平成 29 年度に 18 件の注意を行い、迅速な処理に努めています。

(3) 中小企業等協同組合法第 7 条第 3 項に基づく届出に関する処理状況

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から 30 日以内に公正取引委員会に届け出ることとされています。

九州管内における最近の届出の状況は次のとおりです。

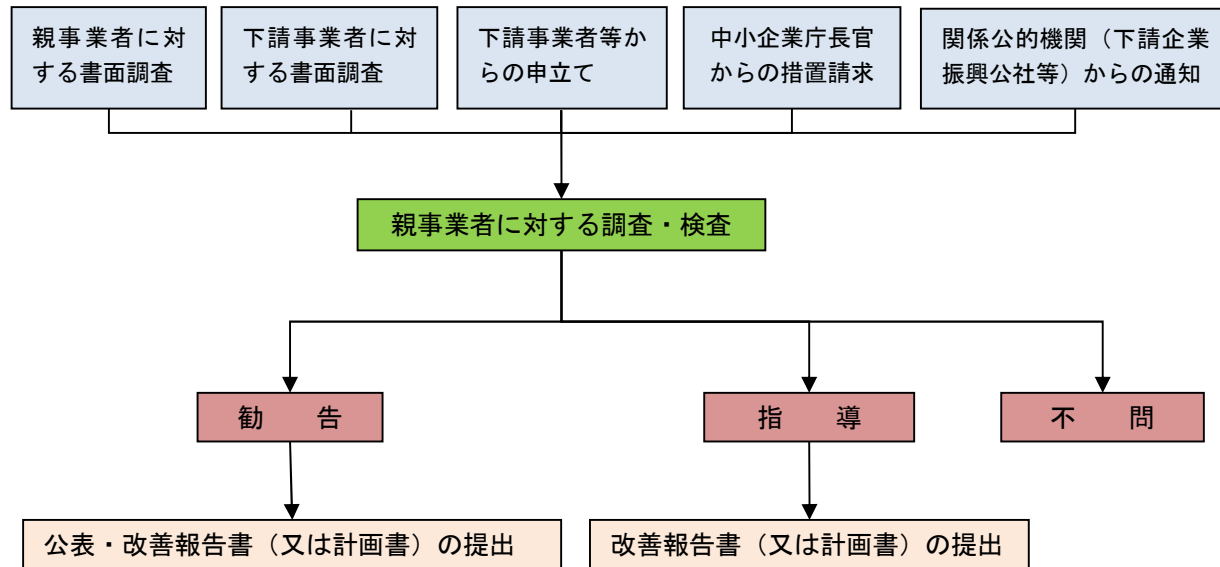
（単位：件）

年度 届出の種類	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
中協法第 7 条第 3 項	1 8	1 9	1 8	1 4	1 7

3 下請法関係業務

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。

(1) 下請法違反事件の処理手続



(2) 九州事務所における下請法違反事件の処理状況

ア 書面調査の状況

(単位：名)

区分 \ 年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
親事業者調査	2, 2 6 1	2, 3 6 0	2, 3 5 1	2, 3 5 0	3, 7 0 0
下請事業者調査	1 0, 4 8 5	1 0, 6 9 7	1 0, 5 0 0	1 0, 5 0 0	1 4, 7 0 0

イ 違反事件処理件数の状況

(単位：件)

処理 \ 年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
新規発生	書 面 調 査	3 2 7	3 4 1	3 3 9	3 5 7
	申 告	8	2	8	3
	措 置 請 求	0	0	0	0
	計	3 3 5	3 4 3	3 4 7	3 6 0
処理件数	措 置	1	2	0	1
	勧 告	3 3 2	3 3 6	3 4 4	3 5 2
	指 導	2	2	4	1
	不 問	3 3 5	3 4 0	3 4 8	3 5 4
計		3 3 5	3 4 0	3 4 8	3 5 4

ウ 主な下請法違反事件

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
鋼材及び建材の卸売業者 (福岡県)	「割引利息」(注)及び下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 (注)下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。 【下請代金の減額の禁止】 ※下請事業者 1,368 名に対し、総額 3641 万 4345 円を減額	勧告 H30. 6. 15
弁当等の販売業者 (福岡県)	「半期協賛金」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を下請代金から差し引いていた。また、販売が終了したことを理由に下請事業者から受領した食材を返品していた。 【下請代金の減額の禁止】 ※下請事業者 6 名に対し、総額 3160 万 8872 円を減額 【返品の禁止】 ※下請事業者 4 名に対し、総額 251 万 9315 円相当の食材を返品	勧告 H29. 3. 2
小売業者 [スーパー] (大分県)	「基本リベート」、「達成リベート」、「EOS 情報料」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等をそれぞれ下請代金から差し引き又は支払わせていた。 【下請代金の減額の禁止】 ※下請事業者 24 名に対し、総額 2981 万 4207 円を減額	勧告 H26. 8. 28
小売業者 [スーパー] (福岡県)	「基本リベート」、「達成リベート」、「EOS 情報料」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等をそれぞれ下請代金から差し引き又は支払わせていた。 【下請代金の減額の禁止】 ※下請事業者 25 名に対し、総額 6508 万 1058 円を減額	勧告 H26. 6. 30

(3) 下請法等違反の未然防止のための業務

ア 相談受付・説明会等

下請法違反行為の未然防止を図るため、相談の受付や下請法説明会の開催を行うほか、経済団体等が主催する説明会や研修会に職員を講師として派遣しています。

イ 下請取引適正化推進月間

毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、各県で下請法の講習会（中小企業庁と共同で実施）を開催し、下請取引の適正化を図っています（平成 30 年度の九州管内における当委員会主催の講習会は、11/1 北九州市、11/2 佐賀市、11/7 宮崎市、11/14 熊本市、11/21 北九州市において開催）。

ウ 下請取引等改善協力委員

昭和 40 年以降、下請取引の事情に明るい有識者を下請取引等改善協力委員（21 名）に委嘱し、協力委員の方々から寄せられた意見や情報を下請法の的確な運用に役立てています。

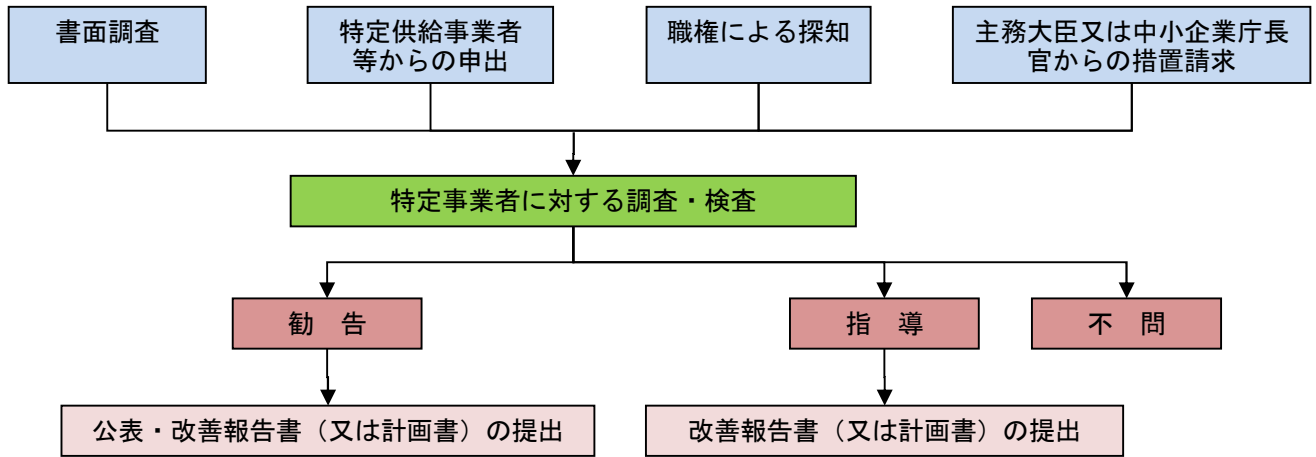
エ 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者（原則 3 社以上）からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が赴き、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施しています。

4 消費税転嫁対策特別措置法関係業務

消費税転嫁対策特別措置法（平成 25 年 10 月 1 日施行）は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

(1) 消費税転嫁対策特別措置法違反事件の処理手続



(2) 九州事務所における消費税転嫁対策特別措置法違反事件の処理状況

ア 違反事件の処理状況

（単位：件）

年 度		H 2 8	H 2 9	累計（注）
措 置	指 導	4 1 《 3 》	3 4 《 0 》	2 0 8 《 2 4 》
	勧 告	0 《 0 》	1 《 0 》	4 《 3 》
違反事実なし		4	6	4 0

（注） 累計の数値は、平成 25 年 10 月から平成 30 年 3 月までの合計。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

イ 主な消費税転嫁対策特別措置法違反事件

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
日刊新聞等の製作、発行及び販売業者 （福岡県）	自社が発行する日刊新聞の販売を促進する事業者に支払う販売促進業務の委託料（消費税込み）及び記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を行う事業者に支払う原稿作成業務の委託料（消費税込み）について、当該事業者に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いていた。 【買ったたきの禁止】	勧告 H29. 12. 14
清涼飲料水等の製造・販売業者 （福岡県）	自動販売機による自社の商品の販売場所を提供する事業者に支払う清涼飲料水等 1 個当たりの販売手数料の単価（消費税込み）について、当該事業者の一部に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いていた。 【買ったたきの禁止】	勧告 H27. 3. 26

(2) 消費税転嫁対策特別措置法違反の未然防止のための業務

ア 相談受付・説明会等

消費税転嫁対策特別措置法違反行為の未然防止を図るため、相談の受付や消費税転嫁対策特別措置法説明会の開催を行うほか、経済団体等が主催する説明会や研修会に職員を講師として派遣しています。

イ 移動相談会

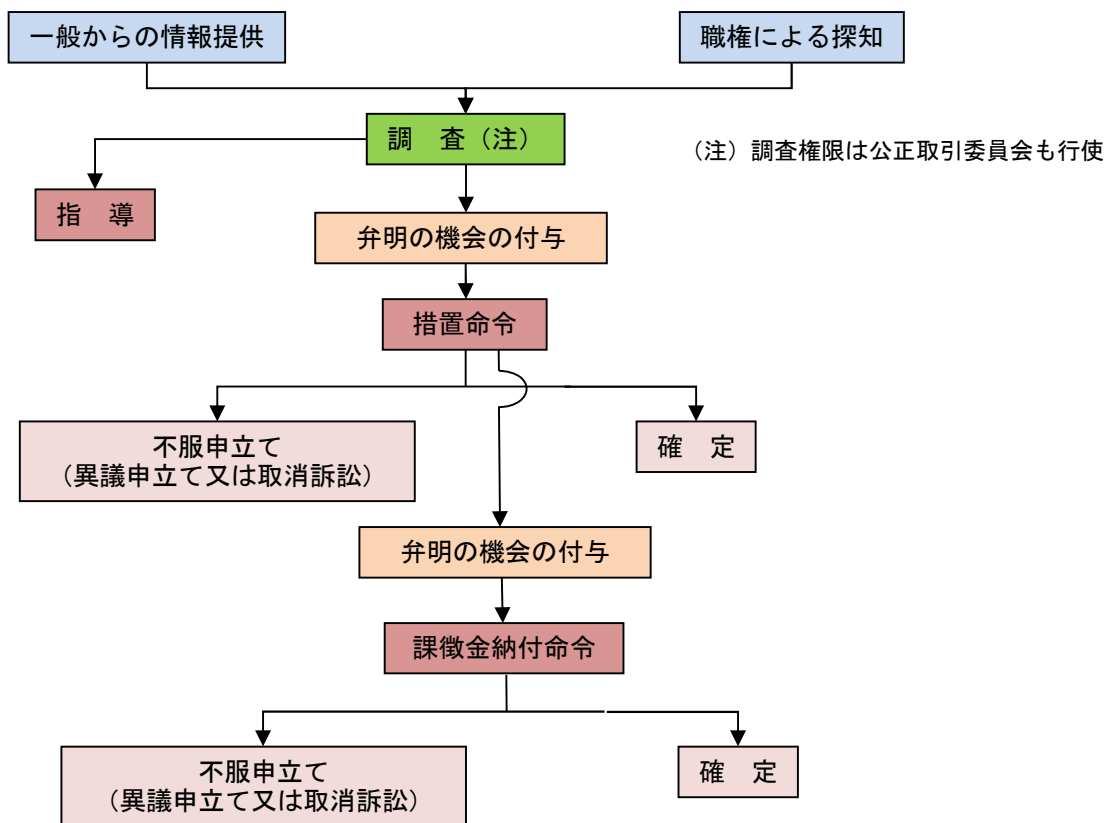
消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側にある2社以上の事業者等の要望に応じて、当該事業者等が所在する地域に公正取引委員会の職員が赴き、消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明するとともに、転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける**移動相談会**を実施しています。

移動相談会は、公正取引委員会が主催する事業者等向け説明会に併せて実施するほか、全国の商工会議所・商工会とも連携して行っています。

5 景品表示法関係業務

景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。同法は、平成21年9月1日、消費者庁に移管されましたが、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

(1) 景品表示法違反事件の処理手続



(2) 九州管内における景品表示法違反事件の処理状況

ア 違反事件処理件数の状況

(単位：件)

年度		H 2 7	H 2 8	H 2 9
処理内容	措置			
	命令			
指導	表示	2	1	2
	景品	0	0	0
合計	表示	10	14	6
	景品	1	0	2
合計	表示	12	15	8
	景品	1	0	2
計		13	15	10

イ 主な景品表示法違反事件

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
通信販売業者 (長崎県)	家庭用電気製品の販売価格に係る不当表示 【表示内容】 会員カタログ等において、「●●通常税抜価格 79,800円」、「2万円値引き」、「さらに！会員様限定2,000円値引き」及び「値引き後価格 会員様特価 57,800円」等と記載することにより、あたかも、「●●通常税抜価格」等と称する価額は、同社においてエアコン等について通常販売している価格であり、「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。  【実際】 「●●通常税抜価格」等と称する価額は、同社において、最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。	措置命令 H30. 10. 18

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
生活協同組合 連合（福岡県）	ウインナーソーセージの添加物に係る不当表示 【表示内容】 カタログにおいて、「ハム・ソーセージも 原料は産直豚１００％！ 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」等と記載することにより、あたかも、ウインナーソーセージは、化学的な合成添加物を一切使用せずに製造されたものであるかのように示す表示をしていた。  【実際】 ウインナーソーセージに使用された羊腸は、化学的な合成添加物であるリン酸三ナトリウム溶液に漬けて加工されたものであった。	措置命令 H30. 3. 27
自動車用タイヤの販売業者 （宮崎県）	自動車用タイヤの販売価格に係る不当表示 【表示内容】 新聞に掲載した広告等において、「当店通常価格より『新聞見ました』で最大半額！」等と記載した上で、実際の販売価格に当該価格を上回る「通常１本価格」等と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常１本価格」等と称する価額は、同社が運営する店舗において自動車用タイヤについて通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。  【実際】 「通常１本価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社が運営する店舗において販売された実績のない価格であった。	措置命令 H29. 6. 28

(3) 景品表示法の普及・啓発活動等

ア 相談受付・説明会等

景品表示法違反行為の未然防止の観点から、相談の受付を行うほか、事業者団体等が主催する講習会に職員を講師として派遣しています（平成 29 年度 1 回）。

イ 九州地区の関係行政機関との協力

景品表示法違反事件への厳正な対応等について情報共有を図るなどの観点から、消費者庁が主催した消費者行政ブロック会議（九州・沖縄ブロック）（平成 29 年 11 月）及び九州・沖縄地区各県の景品表示法担当者による景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）（平成 29 年 6 月及び 10 月）に参加するなど、九州地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めています。

6 九州事務所における広報・広聴活動

公正取引委員会では、皆様に、競争政策や当委員会に対する理解を深めていただくため、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

(1) 有識者との懇談会の開催

ア 全国各地域の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会

競争政策について、より一層の理解を求めるとともに、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、毎年、全国各地域の有識者と当委員会の委員等との懇談会及び講演会を全国各都市において開催しています。

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
開催地	大分市	福岡市	長崎市	宮崎市	熊本市	佐賀市	鹿児島市	大分市
開催日	H23. 11. 11	H24. 11. 22	H25. 11. 29	H26. 11. 12	H27. 11. 11	H28. 12. 1	H29. 10. 24	H30. 11. 29

イ 管内各地の経済団体と九州事務所長等との懇談会

九州事務所においても同様の趣旨で、九州事務所長等と管内各地の経済団体との懇談会を随時開催しています。

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0
開催地 (開催日)	鹿児島市 (5/26) 諫早市 (6/2) 小林市 (6/13) 飯塚市 (6/18) 大牟田市 (9/1) 大分市 (10/6) 宮崎市 (10/26) 宮崎市 (11/16) 小城市 (2/28) 松浦市 (3/3) 霧島市 (3/9) 奄美市 (3/22)	宮若市 (8/7) 宮若市 (9/4) 筑後市 (9/8) 大野城市 (9/8) 対馬市 (9/29) 八女市 (10/11) 西之表市 (11/28) 豊後高田市 (1/23) 南さつま市 (2/2) 春日市 (3/7) 宗像市 (3/15) 田川市 (3/16)	臼杵市 (6/18) 中間市 (10/1) 飯塚市 (10/1) 嘉麻市 (10/4) 日向市 (10/15) 豊前市 (11/8) 伊万里市 (11/14) 直方市 (11/21) いちき串木野市 (12/4) 日田市 (12/10) 別府市 (12/17)

(2) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営を行うため、平成 11 年度から、独占禁止政策協力委員制度を設け、各協力委員から独占禁止法や公正取引委員会に対する意見・要望をいただき、それぞれの地区の経済実態に即した行政運営に活かしています。

九州地区では、各地域の経済問題等に明るい有識者 22 名の方に委嘱しています。

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

商工会議所及び商工会と連携して独占禁止法相談窓口を設置し、中小事業者等が独占禁止法に関する苦情・相談をより容易にできるようにするとともに、寄せられた苦情・相談を公正取引委員会に連絡し、その迅速・的確な処理を行う目的で平成 10 年から独占禁止法相談ネットワークを設けています。その一環として、毎年、商工会議所等主催の経営指導員研修会に職員を講師として派遣し、独占禁止法等の説明を行っています（平成 29 年度 8 回）。

(4) 事業者団体等に対する説明会、研修会等の開催

独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、独占禁止法の説明会を開催するとともに（平成 28 年度 1 回）、事業者団体や地方公共団体等が主催する独占禁止法等の説明会・研修会へ当事務所の職員を講師として派遣しています（平成 29 年度 9 回）。

(5) 入札談合に関する発注官庁等との協力・研修

入札談合の排除や未然防止をより一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、公正取引委員会では、発注官庁等の職員等向けの研修会を開催するとともに（平成 29 年度 3 回）、発注官庁等主催の研修会への講師派遣を行うこと等により（平成 29 年度 45 回）、発注官庁等との連携・協力体制の整備を図るとともに、独占禁止法・入札談合等関与行為防止法の周知に努めています。

(6) 独占禁止法教室

将来を担う学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の中学校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	種別	県	学校名	開催日	対象
H29	中学	福岡	春日市立春日西中学校	H29. 6. 29	2, 3 年生
	大学	福岡	西南学院大学	H29. 6. 30	経済学部
	高校	大分	大分県立中津東高等学校	H29. 7. 11	3 年生
	高校	宮崎	宮崎学園高等学校	H29. 7. 15	3 年生
	中学	福岡	筑紫女学園中学・高等学校	H29. 7. 27	3 年生
	高校	熊本	熊本阿蘇中央高校	H29. 10. 3	3 年生
	大学	鹿児島	鹿児島国際大学	H29. 10. 4	経済学部
	大学	福岡	九州国際大学	H29. 10. 13	法学部
	大学	鹿児島	志学館大学	H29. 10. 23	法学部
	大学	福岡	北九州市立大学	H29. 10. 26	経済学部
	大学	福岡	九州共立大学	H29. 11. 10	経済学部
	大学	福岡	九州産業大学	H29. 11. 17	経済学部
	大学	佐賀	佐賀大学	H29. 12. 4	経済学部
	大学	福岡	九州大学	H29. 12. 19	経済学部
	中学	熊本	熊本学園大学附属中学校	H30. 2. 6	3 年生
	中学	福岡	久留米市立青陵中学校	H30. 2. 13	3 年生
	中学	長崎	諫早市立北諫早中学校	H30. 2. 21	3 年生
	中学	福岡	柳川市立三橋中学校	H30. 3. 2	1 年生
H30	大学	熊本	熊本大学	H30. 5. 16	2 年生
	中学	長崎	純心女子学園純心中学校	H30. 5. 31	3 年生
	大学	佐賀	佐賀大学	H30. 6. 8	2 年生以上
	大学	福岡	九州産業大学	H30. 6. 13	3, 4 年生
	中学	熊本	熊本市立東野中学校	H30. 7. 5	3 年生
	高校	宮崎	宮崎学園高等学校	H30. 7. 7	3 年生

年度	種別	県	学校名	開催日	対象
H30	大学	鹿児島	鹿児島国際大学	H30. 10. 10	経済学部
	高校	福岡	福岡県立須恵高等学校	H30. 10. 25	3 年生
	大学	福岡	北九州市立大学	H30. 11. 1	経済学部
	大学	大分	大分大学	H30. 11. 7	経済学部
	高校	福岡	福岡市立松崎高等学校	H30. 11. 27	3 年生
	高校	大分	大分商業高等学校	H30. 12. 17	2 年生
	大学	福岡	九州大学	H30. 12. 18	経済学部
	大学	福岡	九州共立大学	H30. 12. 20	経済学部



中学生向け
独占禁止法教室

授業の模様



シミュレーションゲーム

(7) 消費者セミナー

平成 22 年度から、一般消費者の方々を対象に、独占禁止法、景品表示法、公正取引委員会の仕事についてクイズやゲームを用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	県	開催地	開催日	参加者数
H29	福岡	福岡市	H29. 4. 14	7 名
	熊本	熊本市	H29. 5. 26	2 3 名
	福岡	久留米市	H29. 6. 8	1 7 名
	福岡	糸島市	H29. 10. 27	3 名
	福岡	福岡市	H29. 11. 11	5 0 名
	佐賀	佐賀県西松浦郡 有田町	H29. 12. 6	1 8 名
	熊本	熊本市	H30. 2. 6	3 4 名
H30	福岡	福岡市	H30. 9. 14	8 名
	鹿児島	鹿児島市	H30. 12. 21	1 6 名

消費者セミナーの模様



(8) 一日公正取引委員会の開催

九州事務所（福岡市所在）では、福岡市以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、平成 16 年度以降、「一日公正取引委員会」を開催しています。

この「一日公正取引委員会」では、独占禁止法及び下請法の講演会、官製談合防止法研修会、中学生向け独占禁止法教室、消費者セミナー等を開催し、また、相談コーナーを設けて個別の相談に応じるとともに、広報パネルの展示を行っています。

平成 29 年度は、平成 30 年 2 月 6 日（火）、熊本市において開催しました。

九州事務所管内における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
開催地	熊本市	大分市	佐賀市	長崎市	宮崎市	熊本市
開催日	H25. 3. 6	H26. 2. 18	H26. 11. 21	H28. 2. 3	H29. 2. 6	H30. 2. 6

「一日公正取引委員会」の様 様



中学生向け独占禁止法教室



相談コーナー



パネル展示

(9) 相談件数

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、独占禁止法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所管内における最近の相談受付件数は次のとおりです。

（単位：件）

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
独占禁止法	4 2 4	2 8 1	3 4 9	3 3 1
下 請 法	2 2 7	2 0 1	2 5 9	2 3 9
景品表示法	3 9 7	3 1 1	2 7 2	2 9 6
合計	1, 0 4 8	7 9 3	8 8 0	8 6 6

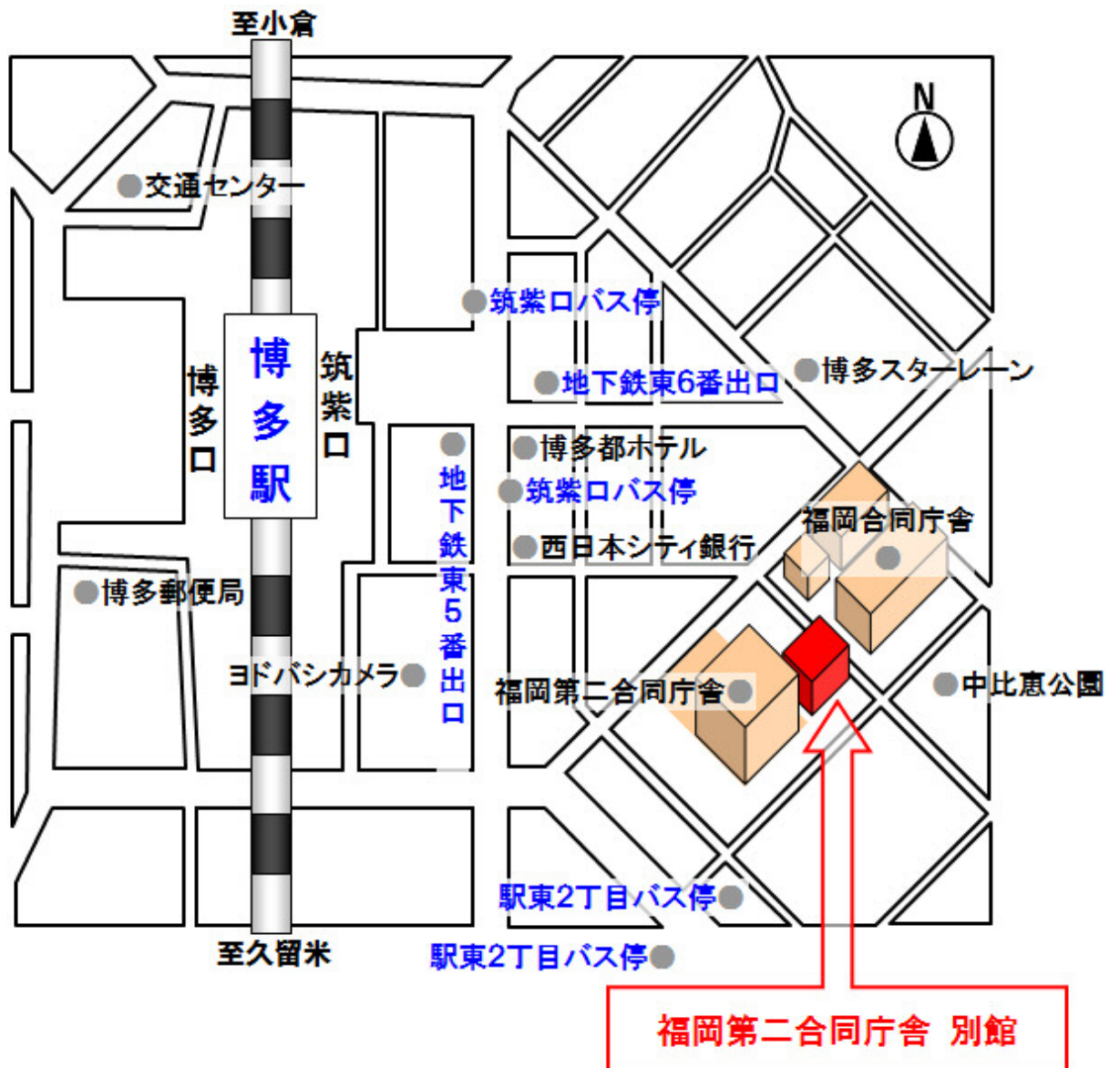
(10) その他

学識経験者等をメンバーとする「九州経済法研究会」（代表：屋宮憲夫福岡大学法学部教授）が開催する例会に職員を講師として派遣するなど、競争政策についての研究者等への広報活動に努めています。



楽しく学ぼう独占禁止法のこと
For KIDS おしえて！どっきん！
メインキャラクター 「どっきん」

九州事務所の案内図



公正取引委員会事務総局九州事務所
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第2合同庁舎 別館2階

公正取引委員会の YouTube, Twitter 及び Facebook の公式アカウントを開設しました。
※ YouTube, Twitter 及び Facebook ページともに、ホームページのトップページにバナーを設けています。

※ Twitter 又は Facebook の利用者からの各アカウントへの御意見等のコメントに対する返信は行いませんのであらかじめ御了承ください。